

『福岡県文化財保護基本指針』福岡県教育委員会（平成22年2月24日）

【策定の経過】

「福岡県における今後の文化財保護行政の在り方について」（諮問）（平成20年7月24日）

文化財を取り巻く社会情勢の変化

- ・ 文化財保護法の改正による文化財の概念の広がり、文化財保護手法の多様化
- ・ 市町村合併、地方分権、情報化の進展
- ・ 心の豊かさの重視などの意識の変化や価値観の多様化
- ・ 地方における過疎化、少子化・高齢化

『文化財保存活用基本指針』福岡県文化財保護審議会（平成8年9月19日）の見直し

福岡県における今後の文化財保護行政の在り方として、「文化財保護基本指針」を策定。

- ・ 文化財保護行政の進展に伴い、全ての分野で取組みを検証
- ・ 近年における盗難や震災等に対する防災・防犯対策を検討
- ・ 活動が活発化したNPO、ボランティアとの協働を推進
- ・ 文化財を未来へ継承していくために、子どもたちへの働きかけを重視
- ・ 地方の時代にふさわしい地域おこし・まちづくりのための文化財の活用を検討

【指針策定の目的・ねらい】

福岡県における文化財保護の現状、課題及び今後の方向性を整理して県民に明示し、文化財や伝統・文化・歴史に対する理解を促進して協力を得る。また、地域の文化財の保存と活用を担う市町村にとって参考となる指針を策定し、福岡県にある文化財を適切に保存・活用するとともに、文化財を活用した地域の活性化に向けた文化財保護行政の円滑な推進に資する。

“文化財保護先進県を目指しての文化財保護行政を進めていく道しるべ”

目次

はじめに

I 文化財の保護に関する基本的な考え方

- 1 文化財の体系・保護制度と総合的な把握
- 2 文化財の意義と歴史・文化遺産の継承

II 各分野における文化財保護の在り方

- 1 有形文化財
- 2 無形文化財
- 3 民俗文化財
- 4 記念物
- 5 文化的景観
- 6 伝統的建造物群
- 7 選定保存技術
- 8 埋蔵文化財

III 文化財の保存と活用の基本的方策

- 1 保存・活用の推進体制の整備
- 2 関係機関との連携
- 3 地域の活性化に向けたネットワーク
- 4 普及啓発・情報発信

おわりに

『福岡県文化財保護基本指針』（抜粋）

Ⅲ 文化財の保存と活用の基本的方策

1 保存・活用の推進体制の整備

（1）組織体制の整備

「地域における文化財保護の推進に中心的な役割を担う市町村においては、専門性が求められる文化財保護行政の性質上、文化財担当職員の配置を含めた組織体制の整備が重要である。」

「また、市町村合併に伴う文化財担当職員の配置換えや埋蔵文化財担当職員の高齢化など、文化財を保護していく体制としての課題も多い。そのため福岡県が持っている体制づくりのノウハウや、文化財の地域的状況等の情報を活かして、それぞれの地域の実態に応じた組織体制が整備できるよう積極的に助言を行っていく必要がある。」

（2）防災・防犯・管理体制の整備

「ただし、所有者等の管理者だけでは対応に限界があるため、文化財防火デー等の取り組みを周知するとともに、地域における文化財防災対応マニュアルを作成したり、地元の消防や警察、自治組織、保存団体等との連携を図るなど、文化財を地域全体で守っていく方策を考えなければならぬ。また、防災・防犯に向けた取り組みを進めるに当たっては、文化財の公開とのバランスに留意するとともに、文化財の価値を損なうような対策を講じることがないよう、文化財の保存・活用との調整を図る必要がある。」

（3）人材育成と資質向上

「そのため、特に無形の文化財の伝承者について確保・育成を図るとともに、文化財の公開・活用に当たり、その価値を分かりやすく伝えることができる団体やボランティア等を育成していく必要がある。また、ボランティアをリードしていく人材を育成することで、より活発な活動につなげていくことが重要である。」

「有形の文化財については、福岡県に選定保存技術として選定されているものがないことを踏まえると、将来への継承に向けて、修理・修復等に関する人材の確保・育成及び技術の向上に努める必要がある。」

2 関係機関との連携

（1）市町村との連携

「文化財は、所在する地域に密着しているものであり、地域を母体として育まれてきた文化遺産は、基本的に地域で保護・継承・発展させていく必要があるため、地域と密接に関係する市町村は特に重要な役割を担っている。」

「それゆえ、地域の文化財は地域で守るという基本理念のもとに、県は市町村と適切に役割分担をして、文化財保護行政の基礎単位である市町村への支援を充実させる必要がある。また、市町村間の連携についても積極的に支援し、関連する史跡の一体的活用や街道・散策ルートの整備などの取り組みに対して、広域行政機関としての役割を果たしていかなければならない。」

（2）関係省庁・部局・他県等との連携

「近年においては、文化庁、国土交通省、農林水産省が共管で、歴史的風致の維持および向上を目的として、いわゆる歴史まちづくり法を制定したところであり、福岡県においても、文化財を担当する教育委員会だけでなく、関係部局と連携して取り組んでいかなければならない。」

(3) 学校との連携

「地域の伝統や文化財などの文化遺産を継承していく担い手は地域の子どもたちであり、学校教育の場を活用して文化財の大切さを子どもたちに伝えることは、最重要課題の一つである。」

「このように、子どもたちが学校や地域において定期的かつ継続的に文化財を学習し、体験できる機会の充実を図ることが重要であり、そのためには、学校の自発的取り組みに頼らず、文化財サイドからの働きかけを強める必要がある。」

(4) 民間・NPO、大学との連携

「個人や民間企業等による文化財保護活動への支援は、それが自発性に基づくものであることから、県民が文化財を大切に、育てようとする意識の拡大につながるものである。さらに、地方公共団体等の公的機関による支援に比べて自由で選択的な配慮が働くため、多様性の確保にも資するものである。」

(5) ネットワークの構築

「文化財の保護に向けた取り組みについて福岡県全体としての機能強化を図るためには、これら関係機関・団体等がそれぞれの強みを活かしながら、相互に情報を共有しつつその役割を補完し合うなど、組織としてのネットワーク化を推進する必要がある。」

「このような組織としてのネットワークの構築により、総合的な調査が実施しやすくなり、地域に存在する文化財の所在場所を含めた総合的な情報を把握することができる。」